



島根県報

平成18年 3 月31日 (金)
号外 第 33 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

規 則

島根県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

(審 査 課)

公布された条例等のあらまし

島根県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則 (規則第31号)

1 規則の概要

(1) 証紙による収入の方法により徴収する使用料等に次に掲げる手数料を追加することとした。(別表第 1 関係)

ア 島根県動物の愛護及び管理に関する条例に基づく手数料

イ 島根県畜産技術センター分析等手数料条例に基づく手数料

(2) 証紙による収入の方法により徴収する使用料等から次に掲げる手数料を削除することとした。(別表第 1 関係)

ア 島根県しまねの味開発指導センター分析等手数料条例に基づく手数料

イ 島根県立畜産技術センター条例に基づく手数料

ウ 島根県立種畜センター条例に基づく手数料

(3) 組織改正に伴う規定の整理

(4) その他規定の整理

2 施行期日

平成18年 4 月 1 日から施行することとした。

規 則

島根県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 3 月31日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第31号

島根県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

島根県収入証紙条例施行規則 (昭和39年島根県規則第58号) の一部を次のように改正する。

第 1 条の 2 第 1 号中「平成15年島根県規則第30号) 第16条第 1 項に規定する課」を「平成18年島根県規則第17号) 第12条第 1 項に規定する課等」に、「課等」を「課」に改め、同条第 2 号中「第21条」を「第17条」に改め、同条第 3 号中「第17条」を「第13条」に改める。

第 4 条中「はりつけて」を「はり付けて」に改める。

第12条中「総務事務所」を「県民センター」に改める。

別表第 1 の 1 の項中第18号を削り、第17号を第18号とし、同項第16号中「島根県農業技術センター分析手数料条例」を

「島根県農業技術センター分析等手数料条例」に改め、同号を同項第17号とし、同項第15号の次に次の1号を加える。

(16) 島根県動物の愛護及び管理に関する条例(平成18年島根県条例第21号)に基づく手数料

別表第1の1の項第20号中「島根県立畜産技術センター条例(昭和39年島根県条例第4号)」を「島根県畜産技術センター分析等手数料条例(平成17年島根県条例第84号)」に改め、同項中第21号を削り、第22号を第21号とし、第23号から第25号までを1号ずつ繰り上げ、同項第26号中「第7条第1項第1号」を「第4条第1項第1号」に改め、同号を同項第25号とし、同項中第27号から第29号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。